

農地法第4・5条の許可申請(証明願)についての添付書類

共通の添付書類

- 申請書(3部) ……押印が必要。押印省略の場合は、申請者の写真付き身分証明書の写しを添付する。
- 法人にあつては、定款(宗教法人は規則、地縁による団体は規約)及び法人登記簿謄本
- 土地全部事項証明書 ……申請地の全ての筆について、法務局で交付を受けてください。
- 公図 ……法務局又は、市役所税務課で交付を受けてください(コピー可)。
- 位置図(転用予定位置及び付近の状況を示す図面) ……縮尺 10,000 分の 1～50,000 分の 1 程度の白図等に申請位置、方位、縮尺を表示してください。
- 申請土地付近の現況を示す図面 ……住宅地図等に申請位置を表示(色囲み等)してください。
- 配置図(計画図) ……縮尺 200 分の 1～2,000 分の 1 程度で、建物又は施設の面積、位置、形状及び施設物間の距離を示して下さい(駐車場、資材置場、植林等の建築物がない場合でも必要)。
- 必要な資力があることを証する書類……事業者の預金残高証明書、融資証明書、預金通帳の写等。
- 建物又は施設の平面図 ……建物又は施設を建設する場合には、その平面図。
- 被害防除措置に関する図面 ……隣接地への擁壁やフェンス、雨水・汚水の排水計画や経路の流末について表示する。隣接農地所有者の承諾書を提出する場合は、この図面は必要としません。
- 各種免許や許認可等の写し ……宅建、産廃、砂利採取等や許認可の手続き状況が分かる書類

その他必要書類

- 所有権以外の権限に基づいて申請する場合は、所有者の同意書。
- 地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、合意解約書又は同意書。
- 申請者が制限能力者(未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人)の場合は、親権者・後見人等が申請し、親権者・後見人等であることを証する書類を添付する。
- 同一世帯であつて土地所有者と耕作者が相違する場合は、それを示す住民票。
- 土地登記簿記載の所有者の住所と現住所が異なる場合は住民票。
- 土地改良区域内の農地を転用する場合は、土地改良区の意見書。(特に 8 年未経過の場合は事前に協議が必要です)
- 相続登記未済の場合、相続を証する書面(戸籍謄本など相続人全員の存否がわかるもの、他の相続人の相続放棄を証する書面又は相続分不存在証明書)及び相続関係説明図。
- 一筆の内の一部を転用する場合は分筆が必要。分筆申請中の場合は地積測量図。
- 一時転用の場合は、農地復元に関する誓約書、その工事工程表及び農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し。
- 貸駐車場、貸資材置場等については、借主が特定できる書類(契約書又は借り受け申出書等)。
- 太陽光発電施設等については、FIT 申請認定書又は小売り電気事業者の登録、売電契約書の写し等。
- 農地を嵩上げする場合は、工事工程表、農地復元誓約書、貸借契約書、横断図。公共・民間工事で発生する残土を使用する場合はその工事の契約書等。

裏面も御覧ください

<留意事項（必ずお読みください）>

- ・規模や目的によっては、事業実施計画の届出が必要となりますので建築住宅課へ協議して下さい。
- ・農振区域内の農用地に指定されている農地は転用できませんので、事前に確認して下さい。
- ・農業者年金（経営移譲年金）受給者の方は、年金が支給停止（減額）になる場合があります。
- ・相続税、贈与税の納税猶予中の方は、猶予が取り消される場合があります。
- ・河川保全区域、風致地区内等については、別途確認申請等が必要となりますので、ご確認ください。
- ・他の農地での無断転用等の違法行為がある場合は、許可されない場合があります。
- ・他法令の許可、届出が必要な場合において、その許可の見込みがない場合は、原則として農地転用についても許可されません。
- ・都市計画法上の開発許可と農地転用許可については、同日付けで許可となります。市条例等で定められている許可、同意、届出等についても、同様の扱いとしますが、許可基準の審査が終了し、転用目的の達成に問題がない旨の所管課の確認が取れた場合には、農地転用許可を行うことができますので、その場合は申し出てください。